

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会公印規則

昭和47年9月14日  
議会規則第2号

改正 平成11年2月26日 議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、本事務組合議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する議会議長の印をいう。

(規格及び保管)

第3条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は別表のとおりとする。

2 公印の管守者は書記長とする。

第4条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、これを整理保存するため公印台帳(別記第1号様式)を備える。

(調整及び改廃)

第6条 公印の調整、改刻又は廃止は管守者が議長の決裁を経て行う。

2 管守者は、公印をま滅、き損又は紛失したときは、直ちにその旨を議長に届け出るとともに、ま滅又はき損した公印にあつては当該公印を、紛失した場合にあつてはその理由書を提出しなければならない。

3 前項の規定により、ま滅、き損した公印を廃止したときは廃止の日から1ヶ年保存した後これを焼却する。

4 公印を調整、改刻又は廃止したときは、議長は直ちにその旨を告示しなければならない。

(使用)

第7条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原議書を管守者に提出して承諾を得なければならない。

2 庁舎外において公印を使用する必要があるときは、公印持出簿(別記第2号様式)に記入の上管守者の許可を得て使用しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則(平成11年2月26日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

名 称	ひ な 形	書体	寸 法 ミリメートル	使用区分	管守者	個数
印旛郡市広域市町村圏 事務組合議会議長之印	1	てん書	方 2 1	議会議長名 をもってす る文書用	書記長	1
印旛郡市広域市町村圏 事務組合議会副議長之 印	1	てん書	方 2 1	議会副議長 名をもって する文書用	書記長	1

1

印旛郡市広  
域市町村圏  
事務組合議  
会議長之印

2

印旛郡市広  
域市町村圏  
事務組合議  
会副議長之印

別記第 1 号様式

公 印 台 帳

公印名		管 守 者		
使 途		年 月 日	職	氏 名
印 影		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
調 整				
廃 止	年 月 日	廃止の理由		
焼 却	年 月 日			

別記第 2 号様式

公 印 持 出 簿

管守者印	携帯年月 日	返納年月 日	事 由	使 用 者		
				職	氏 名	印